



2026 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社地域新聞社
代表者名 代表取締役社長 細谷 佳津年
(東証スタンダード・福証本則 証券コード：2164)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室
執行役員 五十嵐正吾
(TEL. 0 4 7 - 4 8 5 - 1 1 0 7)

**株主（オプションハウス株式会社）による新株予約権無償割当て差止めの
仮処分の追加の申立てに関するお知らせ**

当社が 2026 年 7 月 13 日開催の取締役会において決議いたしました第 12 回 A 新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）について、7 月 16 日付けプレスリリース¹でお知らせいたしましたとおり、当社の株主である MTM Capital 株式会社から本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立てがなされていたところですが、以下のとおり、本日、当社の別の株主であるオプションハウス株式会社からも、本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立て（以下「本申立て」といいます。）がなされ、本申立てに係る申立書（以下「本申立書」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。なお、当社は、7 月 14 日付けプレスリリース²にてお知らせいたしましたとおり、当社独立委員会の勧告を踏まえて、MTM Capital 株式会社及びオプションハウス株式会社は、他の複数の株主とともに共同共調行為を行っているとは認定しております。

記

1. 差止め請求に至った経緯

当社が 2026 年 7 月 14 日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の再度の認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び定時株主総会においてそれらについての追認をお諮り

¹ 2026 年 7 月 16 日付け「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立てに関するお知らせ」。

² 2026 年 7 月 14 日付け「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）に基づく共同協調行為の再度の認定、並びに新株予約権の無償割当て、新株予約権の無償割当てに係る基準日設定及び定時株主総会においてそれらについての追認をお諮りすることに関するお知らせ」。

することに関するお知らせ」のとおり決定した本新株予約権の無償割当てに対し、下記当社株主が千葉地方裁判所に本申立てを行い、本日、当該裁判所から本申立書を受領いたしました。

2. 本申立てをした株主の概要

(1)	名称	オプションハウス株式会社
(2)	所在地	神奈川県藤沢市南藤沢 8 番 9 - 2 0 6 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 松島英将
(4)	所有株式数（所有割合）	1,755,000 株 (所有割合：11.29%) (2026 年 7 月 20 日現在) (注)

(注) 「所有割合」とは、2026 年 7 月 20 日現在の発行済株式総数（15,551,510 株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（3,792 株）を控除した株式数（15,547,718 株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。

3. 本申立てがあった年月日

2026 年 7 月 29 日

4. 本申立ての内容

(1) 本申立てがなされた場所

千葉地方裁判所

(2) 本申立ての対象

本新株予約権の無償割当て

(3) 本申立ての理由

当社が、本新株予約権の無償割当てを行うことは、会社の正当な資金調達や財務健全化を目的とするものではなく、実質的には現経営陣の支配権維持・特定株主の排除を主要な目的として行われるものであるから、法令違反（会社法 247 条 1 号）及び著しく不公正な方法によるもの（同条 2 号）に該当するため。

5. 今後の見通し

当社としては、本新株予約権の無償割当ては、2022 年 10 月 24 日付け取締役会決議において導入し、同年 11 月 24 日開催の第 38 期定時株主総会においてその承認を受けた後、2025 年 10 月 17 日付け取締役会において所要の変更を行った上で更新し、同年 11 月 30 日開催の第 41 期定時株主総会において承認を受けた「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）」に基づき、適法かつ公正に決定したものであるため、本申立てはまったく理由のないものであると考えており、既に MTM Capital 株式会社が申し立て

た仮処分事件において、詳細にその旨の主張等を行っており、本申立てに対しても同様に
対応する予定です。今後の動向につきましては適時開示して参ります。

以 上